

松山市民間建築物アスベスト含有調査補助金交付要綱

(目的)

第1条 アスベストによる健康被害に対する市民の安全及び安心を確保するため、本市の区域内に存する民間建築物に係るアスベスト含有調査に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、関係法令及びこの要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令318号)第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト含有調査 住宅及び建築物の吹付け建材について、建材製品中のアスベスト含有率測定方法（日本産業規格A1481）により行うアスベストの含有の有無についての調査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、アスベスト含有調査を行う住宅及び建築物（以下「補助対象建築物」という。）を所有する者（共有の場合にあつては、共有者全員の同意を得た者）で、同一のアスベスト含有調査につき他の補助金等の交付を受けていない者とする。ただし、国若しくは地方公共団体又はこれらの機関を除く。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
アスベスト含有調査に要する費用	アスベスト含有調査に係る複数の分析機関の見積書に記載された補助対象経費の見積額のうちいづれか低い額。ただし、1箇所につき10万円を、1棟につき25万円をそれぞれ限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）はアスベスト含有調査を行う前に、松山市民間建築物アスベスト含有調査補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書その他の所有者を明らかにする書類
- (2) 補助対象建築物を明示した付近見取図（縮尺2，500分の1以上のもの）並びに補助対象建築物の配置図及び各階平面図（アスベスト施工場所を表示したもの）
- (3) 補助対象建築物の全景並びにアスベストの施工場所及び状況が確認できる写真
- (4) アスベスト含有調査に係る複数の分析機関の見積書
- (5) 共同住宅の場合は、決議を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、松山市民間建築物アスベスト含有調査補助金交付決定通知書（様式第2号）又は松山市民間建築物アスベスト含有調査補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は取やめようとするときは、あらかじめ、松山市民間建築物アスベスト含有調査変更・取りやめようとするときは、あらかじめ、松山市民間建築物アスベスト含有調査変更・取りやめ承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、松山市民間建築物アスベスト含有調査変更・取りやめ承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の完了報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、松山市民間建築物アスベスト含有調査完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト含有調査を実施した分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (2) アスベスト含有調査を実施した分析機関と締結した契約書の写し
- (3) アスベスト含有調査に要した費用に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、松山市民間建築物アスベスト含有調査補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金交付額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに、松山市民間建築物アスベスト含有調査補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施について不正の行為があったとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられたときは、当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16号 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年 4月 16日要綱第51号)

この要綱は、公布の日から施行する。